



行田市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項に規定する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年10月23日

行田市監査委員 木村 忠之

行田市監査委員 梁瀬 里司

定期監査報告書

(第1回)

監査委員事務局

目次

第1	監査の対象及び執行日	1
第2	監査の方針	1
第3	監査の方法	1
第4	監査の結果	2
1	財政課	2
2	下水道課・上下水道経営課（公営企業会計）	3
3	水道課・上下水道経営課（公営企業会計）	4
4	消防本部	5
5	学校給食センター	6
6	教育支援センター	7
7	中央公民館・教育文化センター	7
8	図書館・視聴覚ライブラリー	8
9	地域公民館	9
10	小学校・中学校	10

行田市監査基準（令和2年監査委員告示第4号）第4章に規定する報告

第1 監査の対象及び執行日

1 部署等

対象所属名		監査執行日	対象所属名		監査執行日
総合政策部	財政課	令和5年7月24日	学校教育部	学校給食センター	令和5年6月28日
	下水道課・上下水道経営課	令和5年7月5日		教育支援センター	令和5年6月28日
都市整備部	水道課・上下水道経営課	令和5年7月5日	生涯学習部	中央公民館・教育文化センター	令和5年6月28日
	消防本部	令和5年6月23日		図書館・視聴覚ライブラリー	令和5年7月24日

2 地域公民館

対象所属名	監査執行日	対象所属名	監査執行日
長野公民館	令和5年4月26日	星河公民館	令和5年4月26日
桜ヶ丘公民館	令和5年4月26日	星宮公民館	令和5年4月26日

3 小学校・中学校

対象所属名	監査執行日	対象所属名	監査執行日
南小学校	令和5年5月10日	行田中学校	令和5年5月24日
南河原小学校	令和5年5月10日	南河原中学校	令和5年5月24日
忍小学校	令和5年5月22日		

第2 監査の方針

監査の執行に当たっては、財務に関する事務の執行、その経営に係る事業の管理が地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第3項の趣旨にのっとり、公正で合理的かつ効率的に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているかに留意して監査を実施した。

第3 監査の方法

本監査は、令和4年度執行の事務を中心に行った。監査に当たっては、あらかじめ資

料の提出を求め、これらを審査し、検討するとともに、各所属長等の説明を聴取し、それらを基に質疑を行い、関係諸帳簿の内容審査及び備品類の照合等を実施した。

また、経営に係る事業の管理状況も同様の方法で実施した。

第4 監査の結果

各教育機関及び部署等に関する事務は、それぞれ関係する法令、条例、規則その他取扱要綱等に定めるところに基づいて執行されており、全般的に適正と認められた。

なお、軽微な事項については、監査の過程及び監査結果の講評の際、関係者に指摘したので記述は省略した。

対象各部署の監査結果の概要は、次のとおりである。

1 財政課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

市外出張命令書、会議開催通知、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

該当なし

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び履行確認について契約書及び実施確認書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 寄附現金の受入事務について

寄附申込書及び寄附採納伺書を審査したところ、行田市財産規則に基づき、適正に事務処理されている。

2 下水道課・上下水道経営課（公営企業会計）

(1) 「収益的収入及び支出」の収入について

営業収益については、手数料及び負担金は収納済通知書とそれぞれの関係資料の額を照合し、営業外収益については、預金利息、行政財産使用料、その他雑収益の振替伝票を検算し、それぞれの合計額と関係資料の額を照合したところいずれも合致し、適正に事務処理されている。

(2) 「資本的収入及び支出」の収入について

貸付金償還金については、排水設備改造資金貸付金償還台帳、負担金については、受益者負担金徴収簿と振替伝票とを照合し、企業債については、収納済通知書と関係資料の額を照合したところいずれも合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

令和4年度購入分について、購入伺いがなされ、適正に事務処理されている。また、令和4年度購入分及び過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 工事請負契約と設計金額の積算について

契約書及び設計書の積算計数を照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(6) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び履行確認について契約書及び実施確認書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(7) 営業外費用のうちその他雑支出について

特定収入に係る消費税及び地方消費税の支出について、関係法令の規定により支出されている。

(8) 特別損失金について

下水道使用料過年度還付金及び存置老朽管撤去の支出について、関係資料を関連付けて審査したところ合致し、適正に事務処理されている。

(9) 許可区域外流入の受益者負担金相当額の賦課事務について

公共下水道区域外流入申出書及び公共下水道区域外流入承諾決定通知書を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(10) 下水道使用料等の滞納整理状況について

不納欠損処分について、下水道使用料消滅決議書を審査したところ、不納欠損処分は妥当なものと思慮される。また、督促及び催告について、年度別未納集計表、督促状送付伺い及び催告書送付伺いを関連付けて審査したところ、おおむね適正に事務処理されている。

(11) 排水設備改造資金の貸付事務について

排水設備改造資金貸付金台帳、収入調定票（振替伝票）及び払込書（自動払込総括表）を照合したところ、適正に事務処理されている。

3 水道課・上下水道経営課（公営企業会計）

(1) 「収益的収入及び支出」の収入について

営業収益については、手数料は手数料徴収簿、負担金は負担金徴収簿とそれぞれの関係資料の額を照合し、営業外収益については、預金利子、手数料、賃貸料、その他雑収益の振替伝票を検算し、それぞれの合計額と関係資料の額を照合したところ、いずれも合致し適正に事務処理されている。

(2) 「資本的収入及び支出」の収入について

負担金については、負担金徴収簿と振替伝票とを、企業債については、収納済通知書と関係資料の額とを照合したところ、いずれも合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

令和4年度購入分について、購入伺いがなされ、適正に事務処理されている。また、令和4年度購入分及び過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

- (5) 貯蔵品の現在高について
たな卸表と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。
- (6) 工事請負契約と設計金額の積算について
契約書及び設計書の積算計数を照合したところ合致し、適正に事務処理されている。
- (7) 随意契約の締結及び実施報告書について
随意契約の判断理由及び履行確認について契約書及び実施確認書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。
- (8) 営業外費用のうちその他雑支出について
特定収入に係る消費税及び地方消費税の支出について、関係法令の規定により支出されている。
- (9) 特別損失金について
水道使用料過年度還付金及び固定資産売却損の支出について、関係資料を関連付けて審査したところ合致し、適正に事務処理されている。
- (10) 不納欠損について
水道料金消滅決議書を審査したところ、不納欠損処分は妥当なものと思慮される。

4 消防本部

- (1) 収入及び調定について
収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。
- (2) 支出について
支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。
- (3) 旅費について
市外出張命令書、会議開催通知、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。
- (4) 備品の購入と保管状況について

令和4年度購入分について、購入伺いがなされ、適正に事務処理されている。また、令和4年度購入分、会計課からの送付分及び過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び履行確認について契約書及び実績報告書を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 補助金等交付事務について

補助金等交付申請書、交付決定通知書、交付請求書、実績報告書及び確定通知書を審査したところ、行田市補助金等交付規則等に基づき、適正に事務処理されている。

(7) 前渡金の精算事務について

資金前渡により支出された交際費について、支出伝票及び精算戻入書を突合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(8) 任意団体の経理事務等について

現金出納簿、収支証書及び預金通帳を突合したところ合致し、適正に事務処理されている。

5 学校給食センター

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし

(4) 備品の購入と保管状況について

令和4年度購入分について、購入伺いがなされ、適正に事務処理されている。また、令和4年度購入分及び過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したと

ころ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び履行確認について契約書及び実施報告書を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 給食費徴収事務の管理状況について

給食費関係管理表、納入通知及び内訳報告書を突合したところ合致し、適正に事務処理されている。

6 教育支援センター

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

市外出張命令書、会議開催通知、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

令和4年度購入分を審査したところ、購入伺いがなされ、適正に事務処理されている。また、令和4年度購入分、令和4年度会計課からの送付分及び過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び履行確認について契約書及び実施報告書を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

7 中央公民館・教育文化センター

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

地域公民館職員の市内出張について、市内出張命令書に基づき、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

令和4年度購入分について、購入伺いがなされ、適正に事務処理されている。また、令和4年度購入分及び過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ、適正に使用保管されている（地域公民館配置分を除く。）。

(5) 公民館使用料の減額又は免除について

利用許可申請書を審査したところ、行田市公民館管理規則に基づき、適正に事務処理されている。

(6) 教育文化センター（ホール）使用料の減額又は免除について

利用申請書及び使用料減免申請書を審査したところ、行田市教育文化センター管理規則に基づき、適正に事務処理されている。

(7) 補助金等交付事務について

補助金等交付申請書、交付決定通知書、交付請求書、実績報告書及び確定通知書を審査したところ、行田市補助金等交付規則に基づき、適正に事務処理されている。

(8) 契約の締結及び履行確認について

契約の締結（随意契約による場合はその理由）及び履行確認について事業実施伺い書、契約書及び実施報告書を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

8 図書館・視聴覚ライブラリー

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

市外出張命令書、会議開催通知、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

令和4年度購入分について、購入伺いがなされ、適正に事務処理されている。また、令和4年度購入分及び過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 教材・教具の貸出状況について

貸出簿、利用申請書及び利用報告書を照合したところ合致し、適正に利用され、及び返却されている。

(6) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び履行確認について、事業実施伺い書、契約書及び実施報告書を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

9 地域公民館

今年度は、4地域公民館（長野、桜ヶ丘、星河、星宮）の定期監査を実施した。

(1) 収入及び調定について

領収書及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、おおむね適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 備品の保管状況について

令和2年度から4年度までの中央公民館送付分及び過年度抽出分について、備

品台帳と現物とを照合したところ合致し、良好な状態で使用保管されている。

(4) 使用料の減額又は免除について

利用許可申請書を審査したところ、適正に事務処理されている。

(5) 委託契約と実施確認事務について

契約書等（写）及び実施報告書を審査したところ、契約どおり実施されている。

(6) 学級、講座等の講師謝金支払事務について

学級、講座等を抽出し、実施伺及び終了報告並びに支出伝票を突合し、審査したところ、適正に事務処理されている。

(7) 任意団体の経理事務等について

出納簿、収支命令書及び預金通帳を審査したところ、適正に事務処理されている。

10 小学校・中学校

今年度は、小学校3校（南、南河原、忍）、中学校2校（行田、南河原）の定期監査を実施した。

(1) 予算の執行状況について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支出一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 郵便切手等の受払いについて

出納簿の記入計数について、令和4年度及び現在までを精査し、現物と現在高を照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 委託契約の実施確認事務について

点検実施報告書等関係書類を審査したところ、契約どおり実施されている。

(4) 備品・図書 の保管状況について

令和4年度購入分について、購入伺い がなされ、適正に事務処理されている。また、令和4年度購入分及び過年度抽出分について備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 寄附金品の受入れ及び処理状況について

寄附申込書及び備品台帳並びに現物とを照合したところ合致し、適正に事務処

理されている。

(6) 要保護児童の扶助費及び準要保護児童の援助費の取扱いについて

振込の通知（支払明細）、受領証・領収証、申請管理簿、保護者の委任状、個人支給明細書及び預金通帳を確認し、市からの振込額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(7) 学校給食費の取扱い状況について

給食費内訳報告書、払込領収書、現金出納簿及び預金通帳を突合し、審査したところ、適正に事務処理されている。



行田市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、行田市長及び行田市教育委員会から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年10月23日

行田市監査委員 木村 忠之

行田市監査委員 梁瀬 里司

○監査の結果「おおむね適正」とした事項

対象機関	監査結果の 公表年月日	監査の結果	講じた措置
桜ヶ丘公民館	令和5年10月23日	令和4年10月分事務手数料において、コピー・印刷代領収書(控)の金額と払込書(控)の金額が一致していない。収納金の管理状況等を再度確認し、適正に処理されるようお願いする。併せて、本事案の原因を解明し再発防止策を講じられたい。	<p>当該公民館に限らず、全公民館のチェック体制の見直しを図るため、中央公民館は各地域公民館に対し、公金等の適正管理の徹底について通知したほか、公民館事務手数料内訳表の記入項目を修正するとともに、複数の人・個所におけるチェック体制の構築を公民館運営マニュアル「公民館運営に関する手引き」に追記し、事務処理を改めた。</p> <p>また、主事部会において議題とし、再発防止に向けた情報共有を図る。</p>
下水道課	令和5年10月23日	下水道使用料等の収納に関し、引き続き努力をお願いしたい。特に大口の未納下水道使用料については、累積債務が低減するよう適切な措置を講じられたい。	大口の未納者に対し、納付計画書の作成・提示を求めているところ、同計画書（下水道使用料の承認及び納付誓約書）の提示はあったものの、計画どおりの納付状況ではないことから、現在は、国税徴収法に基づく財産調査を行っており、その結果を踏まえて当該未納者に対し、督促・催告及び打合せを実施し、累積債務の低減に取り組んでいる。